

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 危険物等の飛散・漏えい事故
5. 酒気帯び運転を伴う事故
6. 自然災害に起因する可能性のある事故
7. その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

貨物自動車運送事業者

報告

報告

報告は管轄の運輸支局等へ！

速やかに

報告は直接本省へ！

直ちに

4. のうち大量のものは特に速やかに！

岐阜運輸支局 保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:058-279-3715

FAX :058-270-1065

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-4123-1106

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課

[連絡先の勤務時間内(9:30~18:15)]

直通電話:03-5253-8603

FAX :03-5253-1639

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:090-7845-0226

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

報告事項

- ①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥事故概要 ⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

- ①事業者名 ②事象の件名 ③発生日時 ④発生場所
- ⑤事象の概要 ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人 ⑧荷受人 ⑨搬出日時 ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告